

令和 6 年度 税制改正 要望事項 (新設 ・ 拡充 ・ 延長)

(内閣府地方創生推進事務局)

項目名	国家戦略特区における指定法人に対する所得控除の延長										
税目	法人税										
<p>要 望 の 内 容</p>	<p><現行制度の概要> 国家戦略特別区内の設立 5 年未満の法人の所得の 20% を課税所得から控除できる措置 ・ 対象事業：国家戦略特別区域法の規制の特例措置が重要な役割を果たす事業であって、対象分野の事業であって、新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な事業であるもの。 ・ 対象分野：医療、国際、農業、一定の IoT 等※ ※ 一定の IoT 等：インターネットその他の情報通信技術を活用し、物品による情報の収集、蓄積、解析又は発信及び当該情報を活用した物品の自律的な作動を可能とするために必要な技術の研究開発又はその成果を活用した一定の事業</p> <p>・ 主な法人指定要件 ① 指定期限：令和 6 年 3 月 31 日 ② 設立時期：特区指定の日以後に設立され、設立の日以後の期間が 5 年未満 ③ 事業要件：専ら認定区域計画に定められた上記の対象事業を営むこと ④ 区域要件：特区内に本店又は主たる事務所を有すること</p> <p><要望内容> 国家戦略特区における指定法人の課税の特例措置について、租税特別措置法第 61 条において、法人の指定期限が令和 6 年 3 月 31 日となっており、この指定期限を 2 年間延長し、令和 8 年 3 月 31 日までとする。</p> <p><関係条文> ・ 国家戦略特別区域法第 27 条の 3 ・ 租税特別措置法第 61 条 ・ 租税特別措置法施行令第 37 条 ・ 租税特別措置法施行規則第 21 条の 18 ・ 地方税法第 23 条第 4 項、第 72 条の 23 第 1 項、第 292 条第 4 項</p> <table border="1" data-bbox="874 1294 1489 1456"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td>(—</td> <td>百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td>(—</td> <td>百万円)</td> </tr> </table>		平年度の減収見込額	—	百万円	(制度自体の減収額)	(—	百万円)	(改正増減収額)	(—	百万円)
平年度の減収見込額	—	百万円									
(制度自体の減収額)	(—	百万円)									
(改正増減収額)	(—	百万円)									

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を目標に掲げる国家戦略特区においては、規制・制度改革をはじめとする成長に向けた課題解決にスピード感を持ち、政府一体となって民間活力の活用による日本経済全体の生産性向上に取り組んでいく必要がある。本税制措置については、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれている。</p> <p>これまでも、特区の特例を活用して特区内で創業する2つの事業が適用され、産業の国際競争力の強化等につながる事業が実施されるとともに、今後も1つの事業において、同様の取組が見込まれる。また、その他の特区においても活用が見込まれる。</p> <p>このため、産業の国際競争力の強化に資する事業や国際的な経済活動拠点の形成に資する事業への投資を促す手段として、国家戦略特区における所得控除制度の延長措置を講ずる必要がある。</p> <p>なお、参考までに、デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）においては、全国どこでも誰でもが便利で快適に暮らせる社会を目指して、地方創生の加速化・深化やこれまでの地方創生の取組の継承と発展を行っていくこととしており、国家戦略特区等との連携を図っていくこととし、当該総合戦略の当面の課題のうち〈地方創生スタートアップ〉において「外国人起業家等の受入促進や官民の垣根を超えた人材異動の柔軟化等に向けて、国家戦略特区制度の特例活用」としている。</p>	
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策の達成目標</p> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>政策5 地方創生 施策5 地方創生に関する施策の推進</p> <p>中目標「特区制度、都市再生、中心市街地活性化等を活用した地域活性化の実現」を達成するための事業として「国家戦略特区の推進」を活用した地域活性化の実現を図ることとしている。</p> <p>国家戦略特別区域法第5条に基づき定める国家戦略特別区域基本方針において、国家戦略特別区域方針における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成の推進の意義及び目標に関する事項が示されている。 （国家戦略特区制度の目標） 国家戦略特区制度は、大胆な規制・制度改革によって、「岩盤規制」の突破口を開き、民間の能力が十分に発揮できる、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげることを目的としている。</p> <p>2年間（令和6年4月1日～令和8年3月31日）</p>

		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>国家戦略特別区域制度に基づき、現在 13 の指定区域においては、国家戦略特別区域法に基づく規制改革事項を十分に活用し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成の推進を図るため、各指定区域において区域方針をそれぞれ定め、当該区域のあるべき将来像やそれに向けた政策課題及びその解決に向けた方向性等を定めるとともに、区域方針に係る目標を設定し取り組んでいる。 本税制措置の適用実績があった及び今後の見込み事業のある区域の区域方針に定める目標を掲げることとする。</p> <p>【福岡市・北九州市】 雇用条件の明確化及び高年齢者の就業支援などの雇用改革等を通じ国内外から人と企業を呼び込み、企業や新規事業の創出等を促進することにより、社会経済情勢の変化に対応した産業の新陳代謝を促し、産業の国際競争力の強化を図るとともに、さらなる雇用の拡大を図る。</p> <p>なお、これまで適用実績がない若しくは現時点において今後の見込み事業のない区域であっても、国家戦略特別区域方針の目標に向けた事業を実施する際は、各区域方針に定める目標を達成目標としていく。</p>												
	<p>政策目標の達成状況</p>		<p>これまでに国家戦略特区により実現した規制改革事項は、全国的措置等を含め 135 件となっており、永年にわたり実現できなかった規制改革を実現してきた。また、現在指定している 13 の区域において、合計 437 もの事業が、それぞれ 216 回、58 回開催した国家戦略特別区域会議及び国家戦略特別区域諮問会議を通じ内閣総理大臣により認定され、現在、目に見える形で迅速に進展している。</p> <p>本税制措置においては、制度創設以降から令和 5 年 8 月時点までに 1 指定区域（1 市）において、2 事業が適用されてきた。</p> <p>国家戦略特区制度では、国家戦略特別区域法第 12 条に基づき認定区域計画の進捗状況について定期的に評価を行うこととしている。このため、適用事業（整備済みの事業）の実施状況については、「令和 4 年度国家戦略特別区域の評価について」に基づき達成状況を見ている。 なお、区域方針で定める目標は定性的な目標設定であることから、政策目標の達成状況を把握していくため、参考として本税制措置を適用する特定事業の実施地域であって区域を構成する自治体が別途定める政策目標などのうち、区域方針の目標にも合致するものを引用する。</p> <p>【福岡市・北九州市】 ○うち福岡市の事業</p> <table border="1" data-bbox="550 1675 1476 1841"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>事業数</th> <th>令和 4 年度末の事業状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>IOT 製品開発事業</td> <td>2 事業</td> <td>1 事業は令和 3 年に製品化。 1 事業はソフトウェアを開発中。</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記事業によって、福岡市が別途掲げている以下の政策目標に寄与するとともに、特区区域の福岡市・北九州市の区域方針の目標に貢献している。</p> <table border="1" data-bbox="550 1998 1476 2136"> <thead> <tr> <th>福岡市の政策目標</th> <th>福岡市・北九州市の区域方針の目標</th> <th>対象事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・スタートアップ ビザ(外国人)</td> <td>雇用条件の明確化及び高年齢者の就業支</td> <td>IOT 製品開発事業：2 事業</td> </tr> </tbody> </table>	事業	事業数	令和 4 年度末の事業状況	IOT 製品開発事業	2 事業	1 事業は令和 3 年に製品化。 1 事業はソフトウェアを開発中。	福岡市の政策目標	福岡市・北九州市の区域方針の目標	対象事業	・スタートアップ ビザ(外国人)	雇用条件の明確化及び高年齢者の就業支	IOT 製品開発事業：2 事業
事業	事業数	令和 4 年度末の事業状況													
IOT 製品開発事業	2 事業	1 事業は令和 3 年に製品化。 1 事業はソフトウェアを開発中。													
福岡市の政策目標	福岡市・北九州市の区域方針の目標	対象事業													
・スタートアップ ビザ(外国人)	雇用条件の明確化及び高年齢者の就業支	IOT 製品開発事業：2 事業													

		<p>材)2024年度の適用件数20件以上 ・企業価値10億円以上のスタートアップ企業数 2024年度100社以上(※)</p> <p>援などの雇用改革等を通じ国内外から人と企業を呼び込み、企業や新規事業の創出等を促進</p>
		<p>(※)当該目標は、国家戦略特区の規制の特例(スタートアップビザなど)を受けない事業者も含まれるため参考値とした。</p> <p>〈課税の特例による効果〉 課税の特例を活用することで製品化が図られており、事業の推進に効果があったと見込まれる。</p>
有効性	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>(適用見込件数) 令和5年度：2法人※ 令和6年度：1法人※</p> <p>※1事業について事業実施計画が申請されており、審査中。</p>
	<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>	<p>本税制措置については、令和5年度に2法人(うち1法人は計画審査中)において税制適用を想定しており、国家戦略特区内の優良な企業の事業支援を行うことで、社会経済情勢の変化に対応した産業の新陳代謝を促し、産業の国際競争力の強化を図るとともに、さらなる雇用の拡大が見込まれ、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るのに有効性が認められる。</p>
相当性	<p>当該要望項目以外の税制上の措置</p>	<p>エンジェル税制 認定区域計画に定められた特定事業を実施する一定の株式会社に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額等から一定額を控除。</p>
	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>「国家戦略特区支援利子補給金」を要求。 (令和5年度予算額 15百万円) (令和6年度要求額 13百万円)</p>
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>利子補給金は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うベンチャー企業又は中小企業を支援するもの。一方、要望項目は、内閣総理大臣による認定を受けた区域計画に定められた特定事業の事業実施主体のニーズに合わせ、特区内で事業を行う設立後5年以内の法人が行う、認定区域計画に定める規制の特例措置が重要な役割を果たす革新的な事業に対して税制支援するもの。</p>
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本税制措置は、国家戦略特区における我が国の産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点形成につながる、国家戦略特区制度の特例措置(例えば外国人材向けのスタートアップビザの特例など)を適用して、革新的な取り組みを行う事業者の取り組みを促進し、特区目標の達成に資する国際競争力の強化等につながる取り組みを推進していくものであることから、本税制措置の延長措置を講ずることは妥当性がある。 なお、措置の対象は国家戦略特別区域法施行規則に定められた国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成につながる革新的な取り組みを行う特定事業であって特区目標に資する</p>

		事業に限定されており、必要最小限の措置である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>令和元年度 認定計画に定められた事業数：1事業※¹ 適用法人数：1法人 減収額（実績）：—</p> <p>令和2年度 認定計画に定められた事業数：1事業※¹ 適用法人数：1法人 減収額（実績）：—</p> <p>令和3年度 認定計画に定められた事業数：2事業※¹ 適用法人数：2法人 減収額（実績）：—</p> <p>令和4年度 認定計画に定められた事業数：1事業 適用法人数：1法人 減収額（見込み）3,685千円</p> <p>※出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査に関する報告書（令和5年2月国会提出）」 ※¹令和元年度、令和2年度の決算結果により適用がなく、令和3年度もその影響で所得控除していない法人があった。</p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>① 租税特別措置法の条項：第61条</p> <p>② 適用件数 令和元年度：0件※ 令和2年度：0件※ 令和3年度：2件※</p> <p>③ 適用額 令和元年度：—※ 令和2年度：—※ 令和3年度：4,166千円</p> <p>※令和元年度、令和2年度の決算結果により適用がなく、令和3年度もその影響で所得控除していない法人あり</p>
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	租税特別措置により、国家戦略特区内において、国家戦略特区制度の特例措置を活用して、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点形成に資する革新的な取り組みを促進させていくためのものであり、これら革新的な事業を行う民間事業者の取り組みが促進されることで、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれる。
	前回要望時の達成目標	特区制度、都市再生、中心市街地活性化等を活用した地域活性化の実現
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	これまで2件の事業について適用され、規制の特例措置を活用して海外からの外国人材による創業が行われるとともに、革新的な取り組みとしてIoT分野における研究・製品開発の取り組みが行われており、これらの取り組みの状況は、1事業については製品化が図られた。またもう1事業は開発が進められており、上記の2つの事業に取り組む事業者が所在する特区区域「福岡市・北九州市」の目標である、「雇用条件の明確化及び高齢者の就業支援などの雇用改革等を通じ国内外から人と企

		業を呼び込み、企業や新規事業の創出等を促進」のうち海外からの創業人材の呼び込みと新規事業の創出等が図られ、その結果、地域活性化の実現につながっている。
これまでの 要望経緯		平成 28 年度：創設 平成 30 年度：適用期限の延長 令和 2 年度：適用期限の延長 令和 4 年度：適用期限の延長